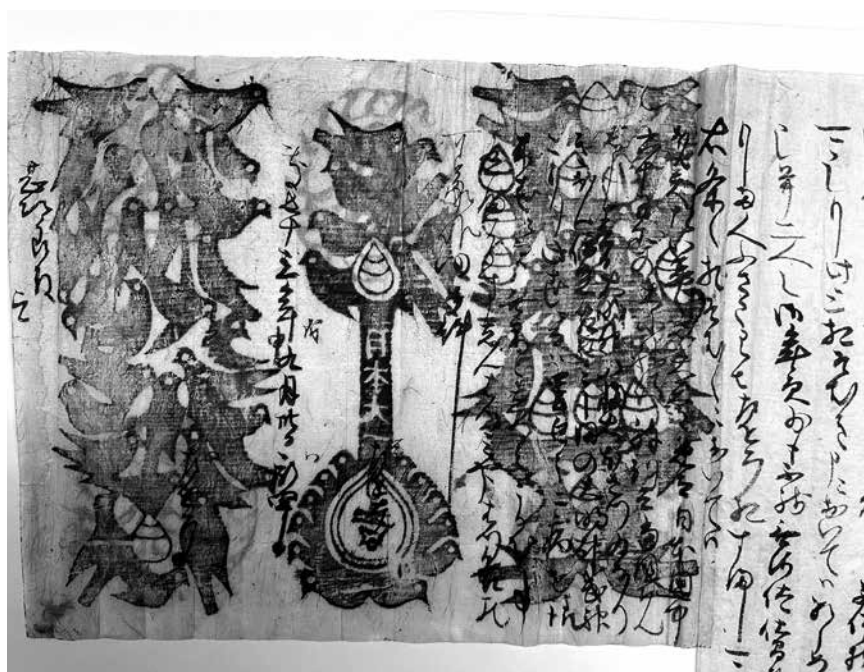




史料紹介

慶長十三年九月三十日付

左近二郎等起請文

河内 将 芳

本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、所蔵する古文書である。紙質は楮紙。三紙を貼り継いだ続紙である。法量は全体で二六・四糎×九三・〇糎。

年紀は、慶長十三年（一六〇八）九月十三日、江戸時代前期の古文書である。釈文を示すとつぎのようになる。

〔釈文〕

一、今度さいめ（境目）の儀ニ付、けんくわ（喧嘩）仕候清三郎」と申
者あやめ申候付、御からめ被成、御代官様へ」被
仰上、御成敗可被成処を色々御わひ事」申上、
（託言）

い^(命)のちの儀、御^(有)ゆう免被成忝存候、「向後、何様之儀ニ付而も、少成共出入仕候ニ」おいてハ、何時成共、御成敗可被成候、其時^(恨)「御^(跡)うらミに存ましく候、次今度助三郎あとの」田畠あつかり申候、是故ニ如此出入有之儀ニ候間、御意次第^(上)あけ可申候、只今成共、来春」成共、被仰次第、少も不残上可申候、其御心得」被成候而可被下候、村中江たいし^(勿論)もちろん、清五郎一^(類)るいたれ^(誰)ニよらす少成共あしき」事仕間敷候、もし此上存ちかへ候者、いつ^(詭言)ニなり候共、御成敗可被成候、かやう^(斯様)ニ御わひ事仕、手前たすかり候共、彼清三郎^(果)はて申^(恨)ニおいてハ、御成敗可被成候、其時^(言)「御^(言)うらミに存間敷候、

一、新四郎も今度けんくわ之時罷出、左近太郎同前ニはたらきをなし申候へハ、先此度ハ御わひ事」仕候、以来少成共出入有之ハ、何時成共御成敗可被成候、其時^(言)「こ^(言)ん御^(言)うらミ存間敷候、

一、二人の請人ニ左近二郎罷出、立申候間、以来少成共^(喧嘩)けんくわ其外何ニよらす悪事不仕候様^(異見)にいけん^(背)可申候、もし此上相そむき申^(力)ニおいてハ、からめ

上可」申候、并二人之御年貢少も不殘無沙汰仕間敷候、もし兩人ふさた申候者、左近二郎相すまし可申候、

右条々相そむく^(背)ニおいてハ、

ほん天^(梵)・たいしやく^(帝釈)・し大天王、惣而日本国中^(四)

六十よ所の大小神儀、殊别而当国ちん^(鎮守)しゆ春

日大明神・八幡大ぼさつ^(菩薩)・ゐなり^(稲荷)・きおん^(祇園)・伊

豆箱根・ミしまの大明神・氏神」こもり、此世^(三島)ニ

而ハ黑白之二病を請、来世^(浮)ニ而ハ無間にしつミ、

うかむ事」有へからす、しんはつ^(神罰)・ミやうはつ^(冥罰)各

罷」可蒙候、仍如件、

平^(力)

左近太郎 (略押)

同

慶長十三年 戊申 九月卅日

新四郎 (略押)

同

左近二郎 (略押)

甚次郎殿

まいる

写真をみてもあきらかなように、文書様式は、三紙目に熊野牛玉宝印を翻し、そこに神文を記した起請文である。それでは、どういう人びとがどのようなことを神仏に誓っているのだろうか。まずは内容をかつまんでみていくことからはじめよう。

一条目をみてみると、「さいめ」^(境目) 境界争いをめぐる「けんくわ」^(喧嘩) によって「清三郎」の命を危うくしてしまつたことについて、本来ならその身(左近太郎)は「からめ」^(搦)られ、「御代官様」へ「仰上」^(託言) げられて「御成敗」されることを「色々御わひ事」を申し上げた結果、「いのち」を「御ゆう免」^(有) されたことに感謝するとともに、「向後」、少しでも「出入」^(恨) がましきことがおこつたならば、「御成敗」をうけても「御うらミ」に思わないと明言していることが読みとれる。

また、ことの発端となつた「助三郎あとの田畠」^(跡) については、「只今」でも、「来春」でも、「御意次第」で返上する、そのうえ、「村中」^(類) に対してだけでなく、「清三郎」の親族である「清五郎一るい」^(類) に対しても悪意をもつことはない、もし心違えのことがあつたのなら、いつでも「御成敗」をうけてもかわまないと言及していることもみてとれる。

さらには、今回、「手前」(左近太郎)は命が「たすか」^(果) つけられども、もし「清三郎」が(手当の甲斐なく)「はて申」^(果) すことがあつたのなら、「御成敗」をうけても「御うらミ」^(恨) には思わないとも記している。ここからは、起請文を記した主体のひとりが、左近太郎であつたことがあきらかとなる。

二条目では、「今度」^(喧嘩) 「けんくわ」にあたつて「新四郎」も「左近太郎同前」の「はたらき」をしたため「御わひ事」^(託言) を申し上げるとともに、「以来」少しでも「出入」^(言) がましきことがおこつたのなら、「御成敗」をうけても「一こん」^(恨) の「御うらミ」にも思わないと明言していることが読みとれる。

「清三郎」の命を危うくしたのが、「左近太郎」だけではなく、「新四郎」の存在もあつたことがここから読みとれる。その結果、「新四郎」もまた、起請文を記した主体のひとりであつたことがあきらかとなる。

三条目は、「左近太郎」「新四郎」「二人の請人」^(喧嘩) として「左近二郎」が立ち、二人が「以来」^(異見) 「けんくわ」^(背) 其外何二よらす悪事」をしなよう「いけん」^(異見) する、またもし「相そむき申」^(力) すことがあれば、「左近二郎」が「からめ上」^(力) げ、「二

人之御年貢」も「無沙汰」せぬようにするとともに、場合によれば「左近二郎」が「相すま」^(清)すと言及していることが読みとれる。

以上をふまえ、三カ条にわたる内容に背かないことを「左近太郎」「新四郎」「左近二郎」の三人が連署して起請文をしたため、「ほん天・たいしやく」^{(梵) (帝) (釈)}以下の神仏に誓うとともに、「甚次郎」へ提出したことがあきらかとなる。

慶長年間という江戸時代前期においてもなお、境界争いなどの紛争がたえなかったようすが本史料からもうかがえるが、残念ながら文面には地域名などが記されておらず、これだけではどの地域に伝わった文書であるのかさだかでない。

ただ、結論を先にのべるなら、本史料は、井岡康時氏のご教示をふまえ、大和国平群郡窪田村（現、奈良県安堵町）にかかわるものと考えられる。

手がかりは、起請文の宛所となっている「甚次郎」が、平群郡「岡崎村や隣郡吐田村などに多くの田畑を所有していた窪田甚次郎」^①である可能性が高い点にある。

窪田氏は、「戦国時代から一六世紀末の信長・秀吉の天下統一の時代まで筒井氏の配下で数々の合戦に参加すると

いう武士的な性格を持ちながらも、筒井定次の伊賀転封に際して在地を離れず、文禄四年（一五九五）の検地を経て近世にいたっても在地で庄屋として存続し続けた」^②ことで知られている。

また、同氏はのちに石田家と中家に分かれ、このうち中家の屋敷が「大和地方における環濠住居の形態をよく保っている遺例で、二重に堀を回らした中に二軒分の敷地がある。建物も主屋と附属屋（大棟が重文）のほかに、持仏堂と庫裏まで残しているのは珍しい」^③住宅として重要文化財に指定されていることもよく知られている。

その窪田氏に伝ったとおぼしい『窪田・石田甚治郎文書』によれば、甚次郎の名は、すでに天正十二年（一五八四）十月九日付窪田庄名主職補任状に「甚次郎」としてみえる。

また、文禄三年（一五九四）十月二十八日付文禄二年分窪田村納米皆済状^⑤の宛名として「くぼた村 甚次郎殿」、そして、おそくとも元和三年（一六一七）八月二十二日には、「くぼた村庄屋」^(窪田)「甚二郎」^⑥と称していたことも確認できる。

『窪田・石田甚治郎文書』には、本史料の年代と近い慶長十一年（一六〇六）～十三年の年紀をもつ史料が複数残

されているが、そのなかに本史料と同系統と思われる慶長十一年五月二十六日付起請文案も見いだすことができる。

この起請文案は、同じく『窪田・石田甚治郎文書』に残される同年月日付の二通の請文の内容から「孫一」が(窪田)「くはたの甚二郎殿へたいし別心を企、はしり申」したことについて「御詫言」を申し、「御赦免」されたことをめぐるものである。

ここでもなげ、「孫一」が(窪田)「くはたの甚二郎」に「別心を企」てたと記しているのか、その理由は、起請文案に「代々御被官の事にて御座候故」とみえるように、被官関係にあったことが知られる。(窪田)

つまり、「くはたの甚二郎」は、被官百姓をかかえていたことがあきらかとなるわけだが、実際、若干時期のさがる「辰」(元和二年・一六六六)九月二日付「くはた甚二良」(窪田)申状に「拙者普代相伝之被官九人はんだ村ニ御座候」、また、元和三年(一六一七)八月二十二日付「くはた村庄屋 甚二郎」言上状案にも「拙者普代相伝のひくわんとも先年(吐)よりはん田村ニ家を持せ、沓ヶ月二十日・十五日ツ、拙者所へはたらき申候」と、隣村吐田村にも被官百姓を住まわせていたことが読みとれる。

本史料の差出である左近太郎・新四郎・左近二郎の三人もまた、吐田村に家をもっていた可能性も考えられるが、ただ、文禄四年(一五九五)九月二日付大和国平群郡窪田村御検地帳には、「左近太郎」「新四郎」「左近二郎」のほか、出入の発端となった田畑の所有者であった「助三郎」の名もみられるから、本史料が伝える内容は、窪田村内でおこったものとみたほうが自然であろう。

なお、慶長十四年(一六〇九)三月九日付で「甚次郎殿」に宛てられた又七・助八連署起請文の罰文の文面は、本史料ときわめて酷似している。ここからも、本史料が大和国平群郡にかかわるものであるという蓋然性が裏づけられよう。

註

- (1) 安堵町史編纂委員会編『安堵町史 本編』(一九九三年)「第4章 近世」二四 大和武士の帰農」参照。
- (2) 安堵町史編纂委員会編『安堵町史 本編』「第3章 中世の安堵地方」三 窪田庄と窪田氏」参照。
- (3) 文化遺産オンライン「中家住宅(奈良県生駒郡安堵村)主屋」説明。
- (4) 安堵町史編纂委員会編『安堵町史 史料編 上巻』(一九九

- 年「中世編」所収「窪田文書」。
- (5) 註(4) 参照。
- (6) 安堵町史編纂委員会編『安堵町史 史料編 上巻』(一九九〇年)「近世・近代編」「窪田」。
- (7) 註(6) 参照。
- (8) 註(6) 参照。
- (9) 註(6) 参照。なお、川西町史編集委員会編『川西町史 史料編』(二〇〇四年)では、『安堵町歴史民俗資料館寄託文書』となっている。
- (10) 註(6) 参照。
- (11) 安堵町史編纂委員会編『安堵町史 史料編 下巻』(一九九一年)「検地帳編」所収。
- (12) 註(6) 参照。

(付記)

本史料紹介をなすにあたって、井岡康時氏・村上紀夫氏・木下光生氏より有益なご教示をいただいた。記して感謝申し上げたい。また、二〇二四年度日本史Ⅱや史料講読Ⅲにおいて学生諸君と読解した成果も含んでいる。学生諸君にも謝意をあらわしたいと思う。